

昆明美 議員

# 農業生産額の回復を目指した取り組みは

## 市長 外的要因に左右されない農業が肝要

**問** 農業生産額の回復と元気な農業を目指した取り組み状況は。

**市長** 外的要因に左右されない農業への取り組みが肝要。4つの実現目標、農地を生かすまち、みんながいきいき就農するまち、地域特性を活かしブランド化が進むまち、六次産業化に取り組みまち、これらの実現のために4名のアドバイザーを配置し、施策に取り組んでいる。

**問** 農業生産額回復に向けた課題と方策について。

**市長** 生産者の高齢化と減少、大雨などの異常気象や鳥獣被害、そしてコロナ禍による需要の低迷に対し、地域ぐるみでどう取り組めるか。

従来の営農形式に固執せず、新たな参入を許容しながら、多様な農業の展開が必要不可欠である。

昨年度は、世界情勢の不安要因から、飼料等の高騰により、影響を大きく受けた。これからは、外的要

因に左右されない農業への取り組みも考えなければならぬ。

**問** 遠野市の基幹産業である一次産業を支えているのは、兼業農家と認識しているが、このことへの見解は。

**市長** 遠野市の農業は兼業農家が支えてきた一面もあると認識している。

遠野の農業を支えているのは、専業農家や地域農業者などの担い手や集落営農組織の役割が重要になってきているのもその通りである。

**問** 農業を生きがいのために営農している方も多い。小規模農家が共同で機械を購入、利用するための支援策は。

**市長** 互助的なグループ化を積極的に相談し、計画していくことが必要である。守るから全て補助ではなく、機械を有効に共同活用し、管理することが大事である。アドバイザーという専門的な相談窓口もあ



遠野市の農業を支える兼業農家

り、行政がそれに寄り添うことが必要であると思う。

解説

### 各種施策についての専門のアドバイザー

- 地域活性化アドバイザー 新規就農者の育成事業
- 農業活性化アドバイザー 重点品目の生産支援
- 農地利用集積アドバイザー 農地利活用の推進
- 集落営農推進アドバイザー 集落営農の育成支援
- 林業振興アドバイザー 森林利活用の支援



# 高齢化等社会変化に伴う介護の在り方は

## 市長 介護施設の職員数が不足、介護福祉専門学校は必要と考える

**問** 人口減少の対策として、市営住宅の入居条件の緩和と併せ全国平均並みの賃金の支払をしては。

**市長** 市営住宅の入居条件に関しては整理して行く、賃金を上げることは同感である。企業にもお話ししている。

**問** 今どこに行っても話題になるのは人手不足、市長はその対策として海外から技能実習生の受け入れに努められているが。

**市長** 今はネパール等から、今度インドネシアから技能実習生を受け入れる予定である。

**問** 国の調査では要介護者と同居しての介護が半数以上とある、本市の実態は。

**市長** 家族親族が同居しての介護が65・9%となっている。

**問** 在宅介護の場合、介護者は仕事ができず経済的不安が避けられない。施設へ入所申し込みをしても待機者が多く入所ができない状況である。

**市長** 特養ホーム入居待機者は263人で



増傾向にあり、施設は増やさなければと考えている。

**問** 老人ホームや介護施設職員の離職が増え、休みが取れないと聞く。介護福祉専門学校の誘致等が必要ではないか。

**市長** 職員数は足りていない、専門学校は必要と考えている。

**問** 使い勝手が悪く利用率が低い外出支援サービス事業の範囲を近隣市まで広げては。

**市長** 社会福祉協議会及び市の外出サービス事業の統合等、今後の需要見込みを分析し見直しを検討する。



急カーブ中の勾配が逆勾配でスリップ事故が絶えない市道才の神線

**宮守町の市道才の神線は人命保護の立場から部分的改修が必要では**

**問** 道路パトロール業務を市役所OB等に委託は考えられないか。

**市長** 現在土木業者に委託している。

**問** 補修工事の優先順位は。

**市長** 状況判断に重きを置いていく。

**問** 市道才の神線の中

間点に位置する急カーブは逆勾配、また、ここから国道283号までの山側水路は、水のみ込めなく路面を流れ、ハイドロプレーニング現象を引き起こし危険。人命保護の立場から部分的改修が必要では。

**市長** この件に関しては何度か議員から質問をいただきしっかりと記憶している。担当課に対応策を検討するよう指示している。

解説

### 市営住宅の入居条件は、以下の全てを満たす方です。

- 1 入居者の所得が一定額以下であること。(入居者全員の年間所得の合計から扶養等を控除した額を12で割った額が158,000円以下。高齢者及び障がい者世帯等は214,000円以下)
- 2 現に住宅に困窮していること。(具体的理由を確認します。)
- 3 市税等の滞納が過去3年分ないこと。
- 4 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員ではないこと。
- 5 市内に居住する連帯保証人が2人いること。

